

ニセコ町景観条例施行規則の一部を改正する規則

ニセコ町景観条例施行規則（平成16年ニセコ町規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 開発事業予定敷地の属する景観協定・コミュニティ協定を締結した区域内の町民

第20条の次に次の1条を加える。

(事前意見交換会)

第20条の2 条例第28条の2の規定による事前意見交換会は、開催する10日前までにその旨を通知し、回覧その他の方法により関係住民等に公表するとともに、町長に通知しなければならない。

- 2 開発事業者が事前意見交換会を行ったときは、速やかに町長に事前意見交換会結果報告書（様式第19号）を提出しなければならない。
- 3 町長は、事前意見交換会が開催されるときに、町職員を立ち合わせることができる。
- 4 町長が必要と認めるときは、事前意見交換会に開発事業者及び関係住民等以外の者の出席を求めることができる。
- 5 意見を有する関係住民等は、開発事業者に対し事前意見交換会后14日以内に意見書を提出することができる。

第24条中「の規定による」を「で規定した」に、「次の各号に掲げるところによる。」を「ニセコ町建築ガイドラインに記載された景観及び雪処理に係る配慮事項によるものとする。」に改め、同条各号を削る。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号(第20条の2関係)

様式第19号(第20条の2関係)

事前意見交換会結果報告書

年 月 日

ニセコ町長 様

事業者
住所
氏名
電話

ニセコ町景観条例第28条の2第2項の規定により、開発事業について関係住民等との事前意見交換会を行いましたので、報告します。

開発事業の名称			
事前意見交換会の開催日時	年月日	年 月 日()	
	時 間	時 分～ 時 分	
事前意見交換会の開催場所		参加人員	人
内容			

備考

事前意見交換会の出席者名簿(住所、氏名を記載したもの)を添付するものとする。
関係住民等からの意見書の提出があった場合はその写しを添付するものとする。
事前意見交換会等で使用した資料を添付するものとする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第24条の規定は令和7年4月1日から施行する。